

鳥取県告示第830号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の9の規定により、次のとおり告示する。

平成20年12月26日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	介護予防サービス事業を行う事業所の名称	介護予防サービス事業を行う事業所の所在地	介護予防サービスの種類	指定年月日
有限会社いちむら 代表取締役 市村 彰	鳥取市河原町 天神原402-1	デイサービスほのか	鳥取市上原923- 20	介護予防通所 介護	平成20年12月 25日